

マンホールカード登録申請にあたって(もう一度チェックを)

登録申請書及び制作書の送付に当たり、下記事項のチェックをお願いします。

◆登録申請できるマンホールについて

- マンホールカードの制作に登録申請できるマンホールは、供用開始している下水道事業に係るものに限定されています。
合併浄化槽事業や集落排水事業などに係るマンホールは登録できません。後日、下水道事業のマンホールに該当しないと判明した場合、遡って登録を無効といたします。
- マンホールに民間企業の会社名、民間企業の会社ロゴが大々的に入っている場合はマンホールカード制作の趣旨から登録できません。
- バーチャルのマンホール及び画像編集処理されているマンホール画像は登録できません。

◆登録申請できる団体等について

- 登録申請できる団体は当該下水道事業担当部局(下水道管理者)単独、若しくは下水道事業担当部局(下水道管理者)と当該地方公共団体関連公的団体との連名としています。

◆配布について

- 継続して配布してください。継続して配布いただけない場合、登録を取り消すことがあります。
- 複数のカードを配布されている場合、別々の配布場所として下さい。同じ箇所での登録申請はできません。
- 土日についても指定した場所で配布してください。配布できない場合には登録申請できません。平日の配布場所と異なってもかまいません。
- 発行団体が異なるマンホールカードについても同じ箇所での配布はできません。

◆市町村名について

- 市町村名はマンホールカード座標位置の市町村名になります。
- 組合の場合でもマンホールカード座標位置の市町村名になります。
- 流域下水道の場合は流域下水道となります。

◆座標の標記について

- 座標は「位置座標設定ガイド」にしたがって設定してください。蓋の所在地住所と合致しているか確認してください。
- 提出前に制作書に記載した座標が登録申請するマンホール位置を示していることを確認してください。間違っている場合、配布はできません。再発行となります。(増刷の費用が必要となります。)

◆ピクトグラムについて

- ピクトグラムにはルールがあります。ルールに従っていることを確認してください。マンホールの蓋に描かれている

デザインに合致するピクトグラムを選択してください。視覚的に見て、デザインに含まれていないピクトグラムは原則として認められません。他に例えば、固有名詞のない川や名前のわからない魚のイラストなどは、「川」、「魚」のピクトグラムは付けられません。申請内容に基づき事前に事務局にて精査いたしますが、疑義が生じた場合は事務局よりご相談させていただきます。



◆登録申請の数

- 登録申請は、各弾につき1 地方公共団体あたり1 種類とします。なお、複数の流域下水道を実施している都道府県にあっても1 地方公共団体として扱います。

◆登録申請に必要なファイルについて

- 登録申請の前に、申請に必要な以下のファイルが揃っていることを確認して下さい。

- ・登録申請書(エクセルファイルのまま送付して下さい)
- ・制作書(エクセルファイルのまま送付して下さい)
- ・マンホール画像(マンホール直径 6cm 以上・300dpi 以上 PC のモニターいっぱいに表示した時にボヤケない程度を参考として下さい)
- ・マンホールデザイン図(紙ファイルをスキャンしたものは受け付けません)
- ・デザインに関する画像(ファイル名はキャプションと同じとして下さい)

<マンホールカードの応募・制作・増刷に関する問い合わせ窓口>

ユニオンクリエイティブ (株)

所在地：東京都台東区台東1-6-1-2F

電話番号：03-5817-8477

メール：manholecard@union-creative.jp

<本件及びその他マンホールカードに関する問い合わせ窓口>

MC制作チーム

メール：manhole-card@gk-p.jp

※MC制作チームへの問い合わせはメールのみとさせていただきます